

平成24年12月6日

林野庁長官
沼田 正俊 殿

森林部門技術士会会長
根橋 達三

技術士（森林部門）の活用等について （要望）

貴職におかれましては、日頃より「森林部門技術士会」の活動につきまして、ご高配、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、技術士は、科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者（技術士法第2条）であり、技術者として最高の国家資格であります。

つきましては、下記事項をご勘案いただき、技術士（森林部門）の幅広い活用等の実現に特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 総合評価方式等の契約方式変化に対応しての技術士の一層の活用

近年、各種事業契約では、より多くの事業者の参入、透明性の確保等の観点から、総合評価、企画公募、一般競争入札といった方式の採用が進められています。

これら方式を実施するにあたっては、技術者の能力が十分に評価されるようきめの細かい公正な基準を設けるとともに、その評価に当たって技術士の専門的な能力を高く評価し、技術士（森林部門）の義務化ないしは優先的活用を頂きますようお願いいたします。

2 技術士（森林部門）の4専門分野の積極的活用等

技術士（森林部門）は、「林業」、「森林土木」、「林産」及び「森林環境」の4専門分野を包含しており、以下のような業務等につき、専門技術者として活用および特段のご配慮をお願いいたします。

(1) 各種森林計画、林内路網整備、治山・緑化による山地防災、木材産業の構造改革、森林バイオマスの利活用、森林生態系保全、海外技術協力等における研究・調査・計画及び技術指導、各種プロジェクトの企画・立案・調整・評価・技術診断・経営診断等

(2) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者としての積極的活用、各種審議会や委員会委員への積極的登用

3 技術士試験の受験奨励

現在、技術士（森林部門）の合格者累計は約1,100名であり、その約半数が

実務に従事していると推定されますが、林野行政推進のうえで必要とされる専門技術者としては必ずしも十分な陣容ではなく、地域によっては少数者が活躍しているといった実態にあります。林野公共事業の円滑な推進、国産材自給率50%達成をはじめとする行政目標の達成、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るためにも、技術士試験の受験奨励に特段の配慮をお願いします。

(1) 技術士資格のステップである技術士第一次試験（技術士補の資格取得）および技術士二次試験（技術士の資格取得）受験の奨励

(2) 技術士森林部門の専門科目「林産」の受験者の僅少化等に鑑み、関連技術者に対し受験奨励。

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は（公益社団法人）日本技術士会の技術士 CPD 認定会員として、あるいは（一般社団法人）森林・自然環境技術者教育会の森林分野 CPD（JAFEE - CPD）会員として日夜研鑽に努めております。総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら技術士については最高の専門技術点評価とされるようお願いします。